

随意契約理由

令和5年(2023年)12月1日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「世界のしょうない音楽ワークショップ及び音楽祭」運営等業務
契約内容	公募の参加メンバーによるワークショップ、発表会の運営及び同ワークショップ、発表会における楽曲制作
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)12月1日 令和5年(2023年)12月1日～令和6年(2024年) 2月3日まで
契約の相手方 (所在地・地名)	(公財) 日本センチュリー交響楽団 (豊中市岡町1-1 きたしん豊中ビル6階)
契約金額	1,830,000円(税込)
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 「世界のしょうない音楽ワークショップ及び音楽祭」事業は、プロの演奏家に楽器を教えてもらうなど貴重な体験を通して、音楽あふれるまちの実現と南部地域の発展をめざした事業である。 公募による参加者の音楽ワークショップをもとに音楽作品を制作する本事業には、高い音楽構成力とともに卓越した対話力を備えた、日本センチュリー交響楽団のコミュニティプログラムディレクターの野村誠氏と同楽団員の指導が必須であることから、同事業を受託し得る事業者は同楽団に限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。